

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

〔 現行の利用者負担の水準を基本。〕

| 階層区分 | 推定年収 | 現行の保育料 |
|--|--------|---------|
| ①生活保護世帯 | - | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む) | ~270万円 | 9,100円 |
| ③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 | ~360万円 | 16,100円 |
| ④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 | ~680万円 | 20,500円 |
| ⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 | 680万円~ | 25,700円 |



| 階層区分 | 利用者負担 |
|--|---------|
| ①生活保護世帯 | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む) | 9,100円 |
| ③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 | 16,100円 |
| ④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 | 20,500円 |
| ⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 | 25,700円 |

- ※ ②~⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※ 幼稚園年少から小学校3年（3～8歳）の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ 「推定年収」は夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（年少扶養控除が廃止された現在の制度による推定）
- ※ 現行の保育料：実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

- ※ ①~⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ 幼稚園年少から小学校3年（3～8歳）の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる